

議案第71号

勝山市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について

勝山市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成29年2月28日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

子育て家庭の経済的負担の軽減を図ることを目的に、医療費の無料化を中学生まで拡充するため、この案を提出する。

勝山市条例第 20 号

勝山市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

勝山市子ども医療費の助成に関する条例(平成 8 年勝山市条例第 20 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p>(助成金の支給)</p> <p>第 6 条 市長は、保護者が子どもに係る保険給付につき一部負担金を医療機関に支払った場合(次項に定める場合を除く。)には、当該支払額から別表第 1 に定める自己負担分の額(以下「自己負担分の額」という。)を控除した額を助成金として支給する。ただし、規約又は定款により附加給付を受ける場合、又は社会保険各法以外の法令の規定により医療費の給付を受ける場合の助成金の額は、一部負担金の額から当該給付を受ける額(他の法令の規定により医療費の給付を受けることにより、当該法令の規定による負担金を支払う場合は、当該給付を受けた医療費の額からこの負担金の額を控除する。)及び自己負担分の額を控除した額とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(助成金の支給)</p> <p>第 6 条 市長は、保護者が子どもに係る保険給付につき一部負担金を医療機関に支払った場合(次項に定める場合を除く。)には、当該支払額_____を助成金として支給する。ただし、規約又は定款により附加給付を受ける場合、又は社会保険各法以外の法令の規定により医療費の給付を受ける場合の助成金の額は、一部負担金の額から当該給付を受ける額(他の法令の規定により医療費の給付を受けることにより、当該法令の規定による負担金を支払う場合は、当該給付を受けた医療費の額からこの負担金の額を控除する。)_____を控除した額とする。</p> <p>2 (略)</p>

別表第1(第6条関係)

区分	1 医療機関当たりの自己負担分の額
満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども	なし
満6歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日から満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども	入院の場合 1日につき500円(ただし、1月につき4,000円を限度とする。) 入院以外の場合 1月につき500円(ただし、1月の一部負担金が500円に満たない額のときは、当該額とする。)

別表第1 削除

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(子ども医療費の助成に関する経過措置)

2 この条例の施行の日前に、当該保険給付の事由が発生したものに係る子ども医療費の助成については、なお従前の例による。